

バランス重視の 香港財政予算案

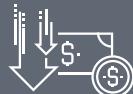
2021-22年度香港予算案



主なポイント



18歳以上の香港永住者及び
新来港者を対象に、
5,000香港ドル
の電子商品券を数回に分けて配布



2020-21年度においては、事業所得
税、給与所得税及びパーソナル・アセ
スメントについて、税額の100%または
10,000香港ドル
のいずれか小さい金額を税額控除



課税対象となる住宅物件の2021-22年
度の不動産税について、最初の2四半期
は各1,500香港ドル、残りの2四半期は各
1,000香港ドルを上限として



住宅用の電気代について、1戸あたり
1,000香港ドル
の補助

免除



失業者を対象に「個人向けの特別
100%ローン
保証制度」を用意
(固定金利1%、上限8万香港ドル)



各種社会保障給付金を
半月分
追加支給



課税対象となる非住宅用物件につい
て、2021-22年度の不動産税を最初の2
四半期は各5,000香港ドル、残りの2四半
期は各2,000香港ドルを上限に



2021-22年度の事業登録税を
免除

免除



1,500億香港ドル
以上のiBondを発行



2,400億香港ドル
以上のシルバー債を発行、加入対象年齢を
65歳から60歳へ引き下げ

総評

財務長官が最近、同僚とのランチの写真をブログに投稿しました。その投稿を見た方は、今回の2021-22年度予算演説が控え目なランチと並んで食卓の上に置かれたことが気になったかもしれません。

財務長官の控え目なランチは、厳しい予算案への備えを示唆していたでしょうか。幸い、そうではありませんでした。

過去1年間のCOVID-19関連の経済救済措置により、公的資金を著しく減少させた一方で、今回の予算演説では、財政長官は経済回復に向けた持続可能な道筋を概説しつつ、いくつかの経済刺激策を示しました。

2020-21年度の事業所得税・給与所得税及びパーソナル・アセスメントの10,000香港ドルの税額控除は、過去数年よりも少なくなりますが、電気代補助や不動産税免除と合わせれば、これらの措置は現在の状況に照らして妥当な努力がなされているといえるでしょう。さらに、財政長官は、18歳以上の香港永住者及び新来港者を対象に5,000香港ドルの電子商品券の配布を発表しました。これは積極的な措置であり、単なる現金支給よりも地域経済を活性化させる効果があると思われます。電子商品券の配布やデジタル経済への言及は、今回の予算案のテーマの1つを反映しており、財政長官はIT、STEM教育、FinTechへの注目度の高まりなどへの将来的な重要性を強調しています。

また、景気回復に向けて、香港のIT開発、科学研究、知的財産権の保護、高度な金融支援サービスの提供など、香港がグレーター・ベイエリア(以下、「GBA」)の中で果たすべき積極的な役割を強調し、GBAの中での協調的発展を実現するためのビジョンを示しました。財政長官は、電子商取引が活況を呈し、航空貨物サービスに対する地域的な需要が高まる可能性があるため、香港国際空港が世界とGBAを結ぶ「ダブルゲートウェイ」としての役割を果たすことを適切に指摘しました。

GBAには富裕層が多く居住していることから、財政長官が、香港がワンストップでのサポートサービスを提供することで、ファミリーオフィスのハブとしての魅力を高め、さらに関連税制を見直すと発表したことは歓迎すべきニュースでした。香港に設立、または本拠地を移転するオープン・エンド型ファンド会社(以下、「OFC」)に補助金を提供するという計画と合わせて考えると、金融サービス業界は新たな機会を得たといえるでしょう。



一方、株取引において、売手と買手の相方に課す印紙税を0.1%から0.13%に引き上げるという決定は金融サービス業界からはあまり歓迎されないでしょう。ただし、この増税は、今後5年間の公的支出の増加が平均でGDPの25%に上る可能性があることを示す一方で、給与所得税または事業所得税を引き上げないという財政長官の決定に照らして検討する必要があります。このような支出水準を維持するためには、追加的な収入源を模索する必要があります。香港は世界の主要な株式市場であり、取引コストも最も高くなっているとはいえ、印紙税の引き上げはおそらく最も痛みを伴わない方策です。しかしながら、特に支出がGDP比で増加すると予測されることを考えると、香港の課税手段が少ないと長年の問題に対処するために、将来的には新たな税目を検討しなければならない可能性があります。

電気自動車の普及、大気環境の改善、交通渋滞の緩和などの計画の発表は、環境問題に関心を持っている方にとっての朗報です。ただし、自動車所有者は、自家用車の初回登録税の税率を15%、自動車免許料を30%引き上げるという発表に多少不満を抱くかもしれません。

香港の中小企業や香港の簡素な税制への影響を最小限に抑え、財政長官がBEPS2.0の提案を積極的に実施しつつ、さらに香港が投資を誘致することについてコミットしたことは、歓迎すべきことです。

今回の財政予算案で懸念されているのは、飲食業者、ホテル、小売業者、フィットネスセンターなど、COVID-19の影響での深刻な打撃を受けた業界への救済措置が欠けていることです。さらに、一時的な失業支援金を支給せず、包括的社会保障支援制度に基づく調整と特別100%ローン保証を提供することは、とりわけ、利息の払い戻しは、当該保証の申請者が、予定通りに返済を行った場合にのみ受けられる点において、一部の市民に失望感を与えたかもしれません。

これらの懸念事項にもかかわらず、2021-22年度の財政予算案を検討する際に直面しなければならなかった制約を考えると、全体としてバランスよくまとまり、今後の経済発展に向けた青写真も描かれています。もしかすると、財政長官の次のブログでは、自分へのご褒美として電子商品券でオーダーした豪華なランチの写真が使われるかもしれません。

香港におけるファンド産業の発展を促進

プライベート・エクイティ・ファンドのマネジメント事業者が受け取る適格キャリードインタレストに関する優遇税制案

今回の予算演説において、財務長官は、香港政府が過去数年間、香港をプレミア・プライベート・エクイティ・ファンド（以下、「PEファンド」）のハブとして発展させるために努力を惜しまなかつたと指摘しました。これらの取り組みには、PEファンドの運用ニーズに特化した、2020年8月31日に発効した新たなリミテッド・パートナーシップ法の導入も含まれています。これまでに約100のリミテッド・パートナーシップ・ファンド（以下、「LPF」）が新法の下で香港に設立されています。さらに、統一ファンド非課税制度（以下、「UFR」）が2019年4月1日から導入され、居住地、規模、種類に関係なく、集団投資スキームファンドは、通常の投資及び証券取引の所得について、事業所得税が非課税扱いとなります。

約

100

のリミテッド・パートナーシップ・ファンド¹が新法の下で香港に設立されています¹。

¹ 予算案演説のパラグラフ86

また、財政長官は、PEファンドのマネジメント事業者が運用ファンドの本拠地や運用場所として香港を選択することを促進するための法案が今月初めに提出されたことに言及しました。当該法案では、PEファンドのマネジメント事業者が受け取る運用報酬収入は、適格キャリードインタレストの形をとった場合、事業所得税上の非課税扱いとなります（すなわち、当該収入は0%の税率で課税されます）。また、雇用主に代わってPEファンドに関連するサービスを提供する従業員が受け取る適格キャリードインタレストの100%は、個人所得税の計算上、給与所得から除外されます。

キャリードインタレストに対する上記の優遇税制案は、法案の可決を前提に、2020年4月1日以降に適格受取人が受領した、または発生した適格キャリードインタレストに対して遡及して適用されます。

しかしながら、今回の優遇税制案は、キャリードインタレストが支払われるPEファンド自体の利益が、UFRに基づいて事業所得税上の非課税扱いとなることが前提です。しかし、現在のところ、当該法案の関連規定が、PEファンドのオフショア源泉利益からを得たキャリードインタレストに対して当該優遇税制措置が適用されるように解釈されるかどうかは不透明です。その場合、当該収益は、UFRに従って技術的に免税されるのではなく、単に香港の事業所得税の対象外であるとみなされます。

ファンドが保有する特別目的事業体の投資対象の拡大

現在、ファンドが特別目的事業体（以下、「SPE」）を介して非公開会社へ直接的または間接的に投資している場合、当該SPEの活動は被投資企業の保有・経営に限定されています。そうでなければ、SPEによる被投資会社の直接的または間接的な処分は、香港では非課税扱いとなりません。

当該法案はまた、ファンドの運用上のニーズに柔軟に応えるために、将来的には、ファンドがSPEを介して、非公開会社のみならず、IROのスケジュール16Cに定められた他の資産区分に属する上場証券やデリバティブ契約などへの投資を行うことを認めることが提案しています。

弊事務所は、香港でのPEファンド産業の発展を促進するための法案の導入を歓迎します。



ファミリーオフィスの地域拠点としての香港の発展

外国投資ファンドがOFCまたはLPFを香港に設立またはその本拠地の移転を行うことを促進

外国ファンドの居住地国における最新の規制上の変更により、当該居住地国でのオフショア・ファンドの設定及び維持にかかるコストが高くなっていることについて、香港政府は、これを、より多くのオフショア・ファンドがその実質的な事業活動在香港で運営する可能性をもたらす良い機会であるとどうえています。

この点に関して、財政長官は、外国投資ファンドがOFCまたはLPFを香港に本拠地を移転するための法案が、今年の第2四半期に提出されることを示唆しました。

簡単に言えば、当該法案の目的は、外国ファンドが香港に本拠地を移転する際に、法的・税務上の確実性を備えた、商業的に実行可能で円滑なメカニズムを構築し、本拠地移転のプロセスにより印紙税を発生させないようにすることです。

さらに、財政長官は、今後3年間に香港に設立または本拠地を移転したOFCに対し、香港の専門サービス提供者に支払われる費用の70%の補助金を1社ごとに最大100万香港ドルまで支給することを提案しました。

弊事務所は、資産・ウェルスマネジメントのハブとしての香港の競争力を高める当該法案の導入を歓迎しています。

近年、ファミリーオフィス事業が盛んになり、資産・ウェルスマネジメント事業の成長の大きな原動力となっています。

しかしながら、香港の既存のファンドに対する非課税制度は、一般的に魅力的ではありますが、一部のファミリーオフィスに適用されない場合があります。そのため、一部の市場参加者は、より多くのファミリーオフィスが香港で非課税扱いを享受できるよう、以下のようなIROの関連規定への改正を提案しています。



香港での資産運用額が一定金額であるなど、一定の条件を満たすファミリーオフィスの投資所得について、香港での非課税扱いとすること。



当該ファミリーオフィスの非課税所得について、香港居住者の株主が受領したとはみなされず、既存のみなし税規定に基づき、香港において非課税となること。

この点に関して、財政長官は、上記の提案のいずれにも明示的に言及することなく、税制上の取り扱いを見直すとの見解を示しただけでした。他の主要な資産・ウェルスマネジメントセンターでは、ファミリーオフィスに対する優遇税制措置が増えてきていることを考えると、できるだけ早い時期に見直しが行われることを期待します。

香港をグリーンボンド・ハブへと発展

財政長官は、香港政府が先月、総額25億米ドルのグリーンボンドの発行を完了し、これは2019年の最初のグリーンボンド発行額の2倍以上であると報告しました²。

総額
 **2.5 億米ドル**
のグリーンボンドの発行

今回の募集は、3つの部分で構成されています。

10億米ドル 5年物 グリーンボンド	10億米ドル 10年物 グリーンボンド	5億米ドル 30年物 グリーンボンド
---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

30年物のグリーンボンドは、香港政府が発行した債券の中で最長の期間であり、このようなタイプのグリーンボンドの発行はアジア地域の中で初めてとなります。

² <https://www.hkma.gov.hk/eng/news-and-media/press-releases/2021/01/20210127-3/>

“

民間によるグリーンボンドの発行を促進するため
に、2018年6月、政府は3年間
のグリーンボンド助成制度を
開始しました。

この制度の下で、政府は発行体に対し、適格グリーンボンド発行について、グリーン・ファイナンス認証制度に基づく認証取得に要する費用を全額補助します。

財政長官は、2021年6月に期限を迎える当該制度を延長することに加え、香港でのグリーンボンドの発行と投資をさらに促進するための優遇税制の導入を検討する可能性があります。

これに関連し、財政長官は適格グリーンボンド（以下、「QGB」）の発行について、その発行及びコンプライアンスコストに関する適格支出に対し、200%の損金算入を検討する可能性があります。これにより、第三者認証の取得に関する費用や、発行後の定期的な報告義務の遵守に関する費用など、発行者がグリーンボンドの発行で負担する追加費用が相殺されることになります。香港QGBへの投資を促進するために、財政長官は、既存の適格債務証書制度の免税範囲をすべてのQGBに拡大することも検討する可能性があります。

弊事務所は、財政長官がグリーンボンドに関する施策の見直し・策定にあたり、上記の税務措置案をさらに検討することを期待しています。



香港の再保険・特殊保険事業の国際競争力を高める

特殊リスク(例えば、海洋、航空、農業、大災害、政治リスク、戦争リスク、貿易信用)に対する保険・再保険事業の需要は、一帯一路の下で大幅に増加すると予想されます。

財政長官は、香港が国際市場で競争力を持ち、新たな機会をつかむために、一連の立法作業が行われていることに言及しました。当該法案では、関連する保険会社や保険ブローカーに対し、来月発効する以下の税制上の優遇措置を提供します。

- 1** 直接保険会社(以下、「特定保険会社」)の一般保険事業により得られる所得に対する優遇税率は、特定の現地需要主導型事業からの利益を除き、8.25%となります(現在の標準法人税率16.5%の半分)。
- 2** 専門再保険会社に適用されている現行8.25%の優遇税率が、特定保険会社の一般再保険事業にも適用されます。
- 3** 認可保険仲立会社の所得のうち、(a)専門再保険会社、または(b)当該法案に基づく優遇税率の適用を認められる特定保険会社によって成立された保険契約に関連する部分には、8.25%の優遇税率が適用されます。

弊事務所は、他の主要な保険ハブに対して、香港の競争力を高める当該法案の導入を歓迎しています。

“

当該法案により、現在多くの保険及び保険ブローカー事業に8%~10%の軽減税率を導入しているシンガポールとの格差を縮めることができるでしょう。

BEPS 2.0以後の香港の税制と ビジネスの競争力

税源浸食と利益移転2.0プロジェクト(BEPS 2.0)の概要

2020年10月、経済協力開発機構(以下、「OECD」)とOECD/G20の包摂的枠組みはBEPS 2.0プロジェクトに基づき、第1の柱と第2の柱のブループリント(詳細計画)を発表しました。

第一の柱

新たな課税権と利益配分ルールの策定

第一の柱の目的は、恒久的施設の存在と移転価格税制の運用でも既存の基準値を超えて市場国・地域の課税権を拡大することで、事業利益に対する課税権の配分に関する統合的なアプローチを構築することにあります。新しい課税権及び利益配分のルールは、自動化されたデジタルサービスと消費者向けビジネスいずれかもしくは双方のカテゴリーに該当する多国籍企業(以下、「MNE」)に適用されます。



自動化されたデジタルサービス



消費者向けビジネス

第二の柱

グローバル最低課税ルールの策定

第二の柱は、所得合算ルール(以下、「IIR」)を含む、軽課税支払ルール(以下、「UTPR」)(以下、総称してグローバル税源浸食防止('GloBE')規則)、課税対象ルール(以下、「STTR」)からなる、協調的な一連のグローバル最低課税ルールの導入を求めてています。これらのルールの目的は、対象となる国際的に事業を展開する事業の所得が、事業を行う市場国・地域毎に、少なくとも世界的に最低限の法人税率の対象となるようにすることです。

対象となるグループおよび事業体の決定は、主にCbCRに関連して使用される定義およびメカニズムに基づきます。除外される事業体に対するみなし規定を前提として、GloBE規則は、直前会計年度の連結グループ総収入が7億5,000万ユーロ以上のMNEに適用されます。ブループリントでは、以下の適用除外事業体について、それぞれの具体的な定義が示されています。



投資ファンド



年金基金



政府機関



国際機関



非営利団体



香港への影響

提案された予算案では、財政長官は、香港政府が学者、専門家及び経済界関係者を含む諮問委員会をすでに設立して、当該委員会が香港の事業競争力に対するBEPS 2.0の潜在的な影響を検討し、政府に助言を提供していることを示唆しました。

財政長官は、香港がBEPS 2.0によって提起された課題にどのように対応するかについての詳細は示しませんでしたが、政府としては、必要な国際税基準を満たすための努力をする一方で、主要な課税権を確保し、香港の税競争力を維持する必要があることは明らかです。

香港の一次的課税権の保護

現在提案されているGloBE規則に従い、香港がIIRを導入した場合、香港最終親会社（以下、「UPE」）が低税率国に有する構成事業体に対して追加課税が適用される可能性があります。香港がそのような所得にIIRを適用し、それによって香港域外の構成事業体が香港域外で支払った軽課税額を徴収し、支払われた税金の合計が世界で最低税率と一致する場合、香港域外が同様に追加課税を徴収するためにUTPRを適用することを妨げるでしょう。これにより、UPEに対する香港の主要な課税権が維持されることになります。

しかし、第二の柱のブループリントに基づくと、香港UPEが香港域内に有する構成事業体が軽課税の対象となっている場合、香港において当該構成事業体にIIRを適用することはできないとされています。この場合、これらの香港構成事業体が香港域外に所在する関連者から受領する特定の支払いに関して、UTPRが適用される可能性があります。従って、追加課税は香港域外の国・地域により徴収されることになります。

上記に対する一つの対応策として、香港政府は適用対象となる香港UPEが有する香港域内の軽課税構成事業体に対して代替的な香港域内最低税率を適用する可能性があります。当該最低税率において、香港構成事業体が支払う税額は、グローバル最低課税に等しい金額となり、これにより、香港域外でのUTPRの潜在的な適用を無効にします。

おそらく、そのような香港域内最低税率は、香港域外にあるUPEの香港で課税対象となる軽課税構成事業体の所得にも適用でき、その結果、香港域外ではなく、香港が追加課税を徴収することになります。

BEPS 2.0以後の香港の経済インフラと競争力の強化

第一の柱及び第二の柱の実施により、香港政府の税収増加が見込まれています。しかし、これは、香港やシンガポールのような源泉地課税制度（属地主義）を採用し、キャピタルゲインの非課税や、その他多くの優遇税制を制定している国・地域の国外投資先としての魅力は薄れることを意味します。

第二の柱の影響により、香港における税務メリットが低下する見込みではあるものの、BEPS2.0の対象・非対象となるMNEの双方の観点から、既存の優遇的な課税制度を維持することは、香港が国際課税環境における投資競争に勝ち抜く上で非常に重要です。更に、経済インフラやビジネス環境をさらに強化する必要があります。



主要な予算案作成上の仮定、予測及び基準

2021-22年度から2025-26年度の中期予測における仮定

- ▶ 予測期間の実質GDP成長率は、2021年を3.5%~5.5%、2022年~2025年のトレンドを3.3%と見積
- ▶ 投資利益率は、2021年を4.7%、その後を年間4.7%~6.0%と見積
- ▶ 2022-23年度以降の土地売却収入をGDPの3.6%と見積
- ▶ 2025年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、前回は9,371億香港ドルと見積もられたが、今回は7,562億香港ドルへと修正された(その年度のGDPの22.6%に相当)。また、2026年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、7,758億香港ドルと見積もられている(その年度のGDPの22.1%に相当)。

予算案作成基準

- ▶ **予算収支**
長期的に総合収支の均衡を維持
- ▶ **歳出方針**
長期的な経済成長率に対応した公共支出
- ▶ **財政準備金**
長期的に適切な準備金を維持

中期予測と財政準備金 (単位:十億香港ドル)

年度	2020-21 (改訂後)	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25	2025-26
一般会計歳入	440.4	470.3	531.8	546.3	571.9	599.9
一般会計歳出	(721.2)	(611.9)	(572.0)	(586.9)	(603.3)	(622.3)
一般会計収支	(280.8)	(141.6)	(40.2)	(40.6)	(31.4)	(22.4)
資本会計歳入	103.1	120.8	143.8	142.1	146.6	160.3
資本会計歳出	(99.2)	(115.9)	(150.6)	(154.7)	(157.4)	(145.6)
政庁債返済前の資本剰余金	3.9	4.9	(6.8)	(12.6)	(10.8)	14.7
付加:グリーンボンド発行による正味 収入	19.3	35.1	35.1	35.1	35.1	35.1
控除:グリーンボンドの返済					(7.8)	(7.8)
総合収支	(257.6)	(101.6)	(11.9)	(18.1)	(14.9)	19.6
3月31日時点の財政準備金	902.7	801.1	789.2	771.1	756.2	775.8

Source: Budget 2021-22

香港の税制

給与所得税

給与所得税は、一定の現物給与を含む香港を源泉とする給与所得に対して課税されます。住宅手当については、税制上の優遇措置があり、一般的に住宅手当以外の給与の10%がみなし家賃として給与所得に加算されます。

その他の免除規定には以下のものが含まれます。

- ▶ 香港及び香港外の雇用契約の双方について60日基準による免除規定
- ▶ 香港外の雇用契約の場合、滞在日数基準での課税

税率と所得控除

給与所得税の税額は次の(a), (b)で計算した金額のいずれか低い方となります。

- ▶ 所得控除後、人的所得控除前の課税対象所得に標準税率15%を乗じた金額
- ▶ 所得控除及び人的所得控除後の課税対象所得に以下の累進税率を乗じた金額

累進税率	2021-22
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

累進税率	2020-21
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

人の所得控除	2021-22 HK\$	2020-21 HK\$
基礎控除(独身)	132,000	132,000
基礎控除(既婚)*	264,000	264,000
扶養子女控除(1人につき)		
第1子から第9子まで		
▶ 誕生年度	240,000	240,000
▶ 翌年度以降	120,000	120,000
扶養父母・祖父母控除(1人につき)		
60歳以上		
▶ 同居の場合	100,000	100,000
▶ 別居の場合	50,000	50,000
55歳から59歳まで		
▶ 同居の場合	50,000	50,000
▶ 別居の場合	25,000	25,000
扶養兄弟姉妹控除(1人につき)	37,500	37,500
寡婦(夫)控除	132,000	132,000
障害者控除	75,000	75,000
扶養障害者控除	75,000	75,000

*既婚者でその配偶者に課税所得が発生していないか、配偶者とともに合算申告を選択した場合に認められます。

自己学習費用及びその他の控除(限度額)	2021-22 HK\$	2020-21 HK\$
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者在宅介護費用控除	100,000	100,000
住宅ローン控除*	100,000	100,000
退職金給付に対する強制積立	18,000	18,000
年金保険料及びMPFへの自発的な拠出金	60,000	60,000
任意健康保険制度での保険料(1人に付き)#+	8,000	8,000
慈善寄付金	課税所得の 35%まで	課税所得の 35%まで

*控除期間: 20年 #納税者または配偶者の祖父母、両親、兄弟をカバーする特定の親族に適用

事業所得税

- ▶ **課税対象:**課税所得は、会計上の利益に税法で定められた加減算調整を行って算出されます。
- ▶ **税率:**
 - 法人 - 16.5%*
 - その他 - 15%*
- ▶ 2018-19査定年度に適用される二段階の事業所得税率制度では、法人および非法人事業の利益の2百万香港ドルまでの税率は半分となり、残りの利益は上記の通常税率で引き続き課税されます。
しかし、「関連当事者(Connected Entities)」に関しては、同一査定期間において、1社のみが二段階の事業所得税率制度を適用できます。
- ▶ **欠損金の繰越:**税務上の欠損金は、租税回避が疑われる場合を除き永久に繰越可能です。
- ▶ **キャピタルゲイン:**非課税です。
- ▶ **受取配当金:**非課税です。源泉徴収もされません。
- ▶ **慈善寄付金:**課税所得の35%までは損金算入可能です。
- ▶ **非居住者に対するロイヤルティ支払**

実効源泉徴収税率*		
支払先 関係	法人	法人以外
非関連者	4.95%	4.5%
一定の要件を満たす 関連者	16.5%	15%

* 二段階の事業所得税率制度及び二重課税防止協定の適用により税率が軽減される場合があります。

印紙税

- ▶ **株式の譲渡:**0.26%
- ▶ **不動産の譲渡:**

HK\$	第1 基準税率 ^{1,2}	第2 基準税率 ^{1,3}	均一税率 ⁴
200万以下	1.5%	HK\$100	
200万 - 300万	3.0%	1.50%	
300万 - 400万	4.5%	2.25%	
400万 - 600万	6.0%	3.00%	15%
600万 - 2,000万	7.5%	3.75%	
600万以上	8.5%	4.25%	

1 税率適用枠を若干上回る場合には、段階税率を適用できる措置があります。

2 下記注3に該当する場合を除き、この税率は、2013年2月23日以降に締結された非居住用不動産契約及び2013年2月23日~2016年11月4日に締結された居住用不動産契約に適用されます。

3 居住用不動産取得時に香港に他の居住用不動産を所有しておらず、一定条件を満たしている香港永住者、および2020年11月26日以降に締結された非居住用不動産契約に対して適用されます。

4 上記注3に該当する場合を除き、居住用不動産の売買契約や譲渡契約には、15%の定額税率が適用されます。

上記の税率に加え、2012年10月27日以降に取得した居住用不動産を3年以内に譲渡した場合は、追加で10%~20%の特別印紙税の対象となります。

また、2012年10月27日以降、香港永住者ではない個人及び法人が居住用不動産を取得した場合、その買手は15%の追加の印紙税の対象となります。

- ▶ **90%以上の持株関係を有するグループ会社間での株式・不動産の譲渡:**免除

その他の税金と費用

空港利用税:120香港ドル（12歳未満は免除）

賭博税:

- ▶ 競馬:総利益に対し複数の税率
- ▶ マークシックス:売上の25%
- ▶ サッカーゲーム:総利益の50%

事業登録税:

- ▶ 1年分の登録と賦課金: 2,250香港ドル**
- ▶ 3年分の登録と賦課金: 5,950香港ドル**

資本登録税:2012年6月1日付で全廃されました。

ホテル宿泊税:0%

物品税:酒、煙草及び炭素(燃料)に複数の税率

自動車登録税:

私有車及びその他の車両の課税評価額に132%までの限界税率を適用

**2021-22年度の財政予算案では、2021-22年査定年度の事業登録費用を2千香港ドル削減することが提案されています。



Hong Kong office

Agnes Chan

Managing Partner, Hong Kong & Macau

22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com			Customer Tax Operations and Reporting Services	
China Tax Services				Anish Benara +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com		China Tax Services	US Tax Services
Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com			Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com	Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com
International Tax and Transaction Services				International Tax and Transaction Services	
International Tax Services		Transfer Pricing Services		International Tax Services	
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com		Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com	Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa-ps.chan@hk.ey.com
Transaction Tax Services				Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	
People Advisory Services					
Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com		Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com	
Asia-Pacific Tax Centre					
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services		Indirect tax	Global Compliance and Reporting
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		US Tax Desk		Tracey Kuuskoski +852 26752842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com		Operating Model Effectiveness			
		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com			
		Edvard Rinck +852 2675 2834 edvard.rinck@hk.ey.com			

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](#). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](#).

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2021 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved. APAC no. 03011817 ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](#)



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.